

議案第 93 号

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部
を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和 4 年 1 月 30 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の215」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。
（令和4年12月に支給する期末手当の特例）
- 2 令和4年12月に支給する期末手当に限り、この条例による改正後の清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例第4条第2項中「100分の220」とあるのは「100分の225」と読み替えるものとする。